

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第38号

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程（2019年4月1日規程第104号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条～第4条 (略) (在外研究の候補者の決定等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 理事長は、前項の規定に基づき申出があった場合は、公立大学法人神戸市看護大学<u>運営調整会議</u>（以下「<u>運営調整会議</u>」という。）の意見を聴き、在外研究申請候補者を決定する。</p> <p>3 (略) (在外研究員の選考及び決定)</p> <p>第6条 理事長は、前条第2項の規定に基づき申請した者のうちから、<u>運営調整会議</u>及び公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の意見を聴き、在外研究員を決定する。</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>運営評議会</u> <u>運営評議会</u></p> <p><u>運営評議会</u></p> <p><u>附 則</u> この規程は、2025年4月1日から施行する。</p>